

**宮城県上工下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)**

優先交渉権者選定基準

令和 2 年 3 月 13 日

宮城県

【 目 次 】

第 1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ及び考え方	1
1.1 優先交渉権者選定基準の位置づけ	1
1.2 評価の基本的な考え方	1
第 2. 優先交渉権者選定の方法	2
2.1 選定方法の概要	2
2.2 優先交渉権者選定の体制	2
第 3. 審査の手順	3
第 4. 第一次審査	4
第 5. 第二次審査	5
5.1 提案審査の実施	5
5.2 提案審査における審査及び評価	5
5.2.1 提案項目等	5
5.2.2 評価における得点化の方法	5
5.2.3 下水道事業に係る改築費用の得点の計算方法	6
5.2.4 運営権者提案額の得点の計算方法	6
5.2.5 調査基準額を下回った場合における調査の実施	7
5.2.6 任意事業の考え方及び提案	7
第 6. 優先交渉権者等の選定	7

別紙 1 提案項目ごとの評価基準及び留意事項

第1. 優先交渉権者選定基準の位置づけ及び考え方

1.1 優先交渉権者選定基準の位置づけ

「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）優先交渉権者選定基準」（以下「本基準」という。）は、県が、宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）（以下「本事業等」という。）を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者として選定するための方法及び評価基準等を示したものであり、募集要項と一体である。

募集要項において定義されている用語は、本基準において別段の規定がない限り、本基準においても同じ意味を有するものとする。

1.2 評価の基本的な考え方

県は、将来にわたって安全・安心な水の安定的な供給及び汚水の安定的な処理のみならず、民間事業者における新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションにより、効率的かつ効果的な新たな運営方法を確立するとともに県民等及び地域に対して新たな価値を創出し、加えてその知見及び知識の活用が全国の課題解決の一つのモデルとなることを期待している。このため、これらの実現が期待できる提案を評価するものとする。

第2. 優先交渉権者選定の方法

2.1 選定方法の概要

本事業等では、応募者との対話により要求水準書等の詳細を調整する場合がある。このため、PFI事業実施プロセスに関するガイドラインに示される事業者選定フロー及び民間事業者の募集、評価・選定に当たっての基本的な考え方を踏まえ、公募型プロポーザル方式により、提案を総合的に評価するものとする。

優先交渉権者の選定は、参加資格要件の充足を確認する「第一次審査」と、第二次審査参加者との競争的対話を踏まえ、具体的な事業方針等について審査及び評価等を行う「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

提案書類では、事業者名は、正本のみに記載し、それ以外では、応募者の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）は行わないこととする。応募者以外の協力企業の名称及び名称を類推できる記載（ロゴマークの使用等を含む。）も同様とする。また、以下に示す委員会に対しては、応募者の名称は通知しない。

2.2 優先交渉権者選定の体制

県は、優先交渉権者を選定するにあたり、専門的見地からの意見を参考とともに、PFI法第11条第1項に規定する客観的な評価を行うため、民間資金等活用事業検討委員会条例（平成19年宮城県条例第14号）に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会の委員の具体的な名称は募集要項に記載のとおりである。

県は、委員会における審査及び評価等の答申を受けて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

第3. 審査の手順

審査は、以下の手順で実施する。

なお、各審査の結果については、応募者へ個別に通知するほか、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定結果とその講評を県のホームページにおいて公表する。

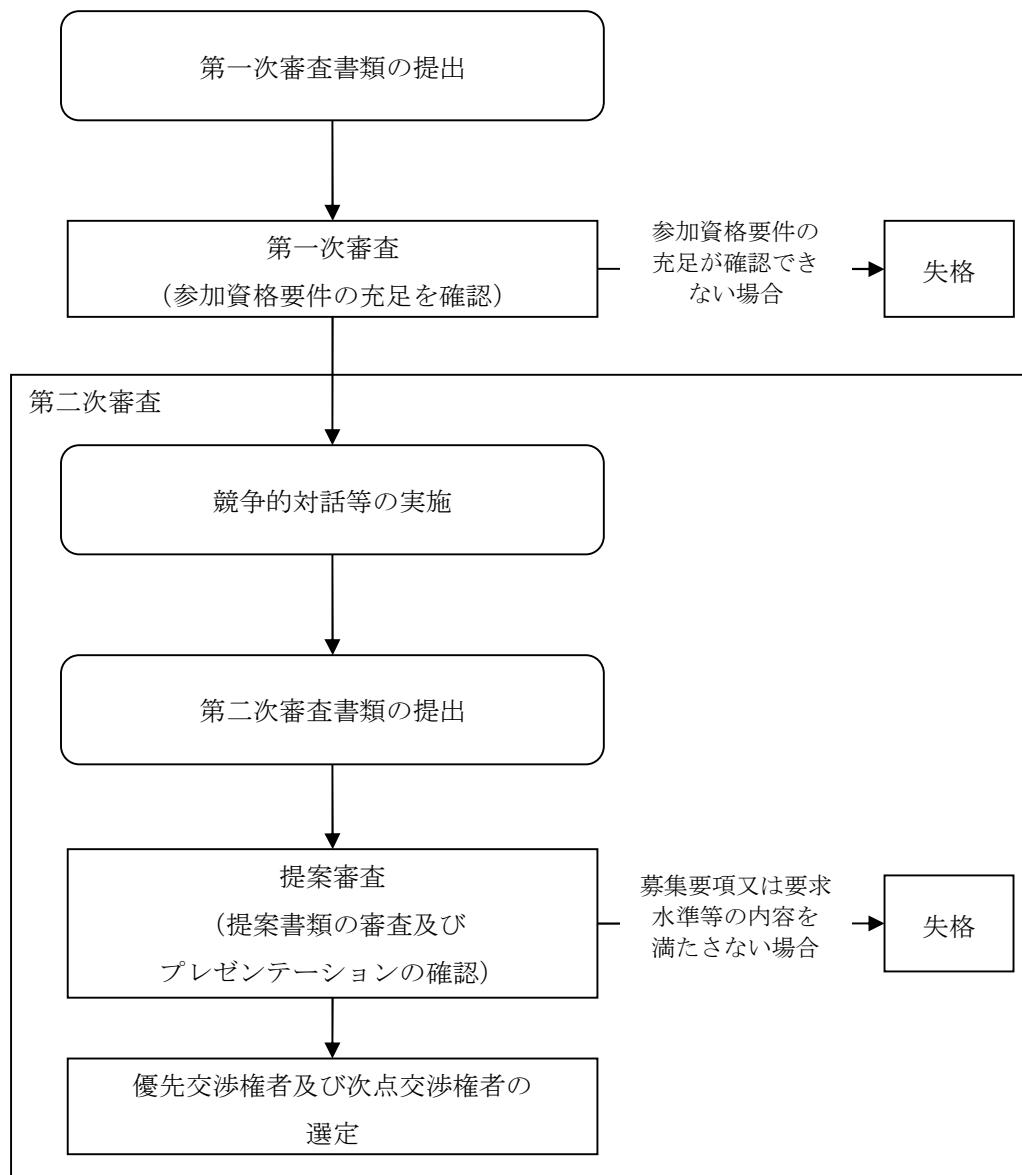


図 1 審査の手順

第4. 第一次審査

応募者は、様式集及び記載要領の内容に従い、第一次審査書類を作成する。県は、応募者が提出した第一次審査書類について、募集要項に示す参加資格要件の充足を確認し、参加資格要件の充足が確認できない応募者は失格とする。県は、第一次審査の結果を委員会に報告する。

なお、第一次審査書類には、確認事項を証明するために必要な添付資料を含むものとする。

表 1 第一次審査の確認事項

確認事項	必要書類
応募者の構成	様式 3-1/3-2 参加表明書 様式 3-3/3-4 応募者の名称等 添付資料 会社概要等
応募企業又はコンソーシアム構成員に共通の参加資格	様式 4-2 参加資格確認申請書
応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる実績要件	様式 4-5 実績に関する書類 添付資料 内容を証明するために必要な資料
応募企業又は代表企業に求められる要件	様式 4-6 資本金に関する誓約書 添付資料 資本金が確認できる資料

第5. 第二次審査

第二次審査は、参加資格があるとされた者（以下「第二次審査参加者」という。）から提出された第二次審査書類を審査及び評価を行った上で、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものである。第二次審査の具体的な内容は以下のとおりである。

5.1 提案審査の実施

第二次審査参加者は、県との競争的対話を経た上で、様式集及び記載要領の内容に従い、第二次審査書類を作成する。委員会は、第二次審査参加者が提案する本事業等に関する具体的な事業方針等が適切なものとなっているかについて、第二次審査書類に含まれる提案審査書類及び委員会に対するプレゼンテーション（質疑応答を含む。）を基に審査及び別紙1に基づく評価を行う。

5.2 提案審査における審査及び評価

5. 2. 1 提案項目等

第二次審査参加者は、様式集及び記載要領並びに別紙1の内容に従い、提案審査書類を作成する。

なお、提案審査書類における記載上の留意事項、提案項目、記載必須項目及び評価基準は、別紙1に記載のとおりである。

5. 2. 2 評価における得点化の方法

得点化の方法及び評価基準は、表2及び別紙1に記載のとおりである。

委員が審査を行うに当たっては、提案項目ごとに評価基準に挙げた事項を考慮し、その提案の評価に応じた得点を与える。評価基準は「標準未満」、「標準」、「良」、「優」とし、「標準」及び「良」の評価基準を満たしたものは「良」を、「標準」、「良」及び「優」の評価基準を満たしたものを「優」と評価する。

なお、提案項目のうち、「標準未満」の評価を一つでも受けた第二次審査参加者は失格とする。

委員会は、提案項目ごとに委員の得点の平均点（以下「平均点」という。）を算出し、平均点を合計したものを委員会の得点結果とする。ただし、この得点の計算方法により算出された得点結果が同点となる第二次審査参加者がいる場合、流域下水道事業に係る改築費用の得点及び運営権者提案額の得点以外の提案項目の平均点を合計したものを委員会の参考得点結果とし、参考得点結果の優劣に従って順位を付ける。さらに、参考得点結果についても同点となった場合には、運営権者提案額の低い順に順位をつける。

なお、得点化の際は、小数点第3位以下を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

表 2 得点化の方法

評価	得点
優	配点×1.0
良	配点×0.8
標準（要求水準を満たしている）	配点×0.6
標準未満	-

5. 2. 3 下水道事業に係る改築費用の得点の計算方法

第二次審査参加者が提案する流域下水道事業に係る改築費用は、募集要項に示す流域下水道事業ごとの改築費用の上限額を上回らないものとし、流域下水道事業ごとの改築費用の上限額の合計額（以下「改築費用の上限額」という。）より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{配点} \times (\text{改築費用の上限額} - \text{改築費用提案額}) / (\text{改築費用の上限額} - \text{改築費用基準額})$$

第二次審査参加者が提案した流域下水道事業に係る改築費用において、改築費用提案額が県の設定した改築費用の基準額（以下「改築費用基準額」という。）を下回る場合であっても、流域下水道事業に係る改築費用の得点は5点を上限とする。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、改築費用基準額は公表しない。

5. 2. 4 運営権者提案額の得点の計算方法

第二次審査参加者が提案する運営権者提案額は、募集要項に示す9個別事業ごとの上限額を上回らないものとし、9個別事業ごとの提案上限額の合計額（以下「運営権者提案額の上限額」という。）より低いものを評価する。具体的な計算式については、以下に示す。

$$\text{配点} \times (\text{運営権者提案額の上限額} - \text{運営権者提案額}) / (\text{運営権者提案額の上限額} - \text{運営権者提案額の基準額})$$

第二次審査参加者が提案した運営権者提案額において、運営権者提案額が県の設定した運営権者提案額の基準額を下回る場合であっても、運営権者提案額の得点は40点を上限とする。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、運営権者提案額の基準額は公表しない。

5.2.5 調査基準額を下回った場合における調査の実施

流域下水道事業に係る改築費用及び運営権者提案額の得点化に当たっては、流域下水道事業に係る改築費用及び運営権者提案額それぞれに対して、調査基準額を設定し、調査基準額を下回る第二次審査参加者の提案について、委員会は調査を実施する。調査においては、当該第二次審査参加者の提案書類から流域下水道事業に係る改築費用及び運営権者提案額の算定根拠を確認するほか、必要に応じて当該第二次審査参加者に追加資料（内訳書）の提出及びヒアリングを求めることがある。

なお、優先交渉権者等の選定において競争性を確保する観点から、調査基準額は公表しない。

5.2.6 任意事業の考え方及び提案

任意事業は、義務事業・附帯事業との区分経理を求められているとおり、義務事業・附帯事業の範囲に含まれない事業である。任意事業の提案がある場合には、様式集及び記載要領に定める様式に記載すること。

なお、任意事業の提案は評価の対象としない。また、運営権者は任意事業について実施義務を負わないものとする。

第6. 優先交渉権者等の選定

県は、委員会における審査及び評価等の答申を受けて、第二次審査参加者の得点及び順位を決定し、第一位の第二次審査参加者を優先交渉権者として選定する。また、第二位の第二次審査参加者を次点交渉権者とする。

別紙1 提案項目ごとの評価基準及び留意事項

【提案全体に係る留意点】

- 1) 書式や頁数制限等の詳細について、様式集及び記載要領の内容に従い、提案審査書類を作成すること。
- 2) 各項目の記載必須項目の記載がない場合は、当該第二次審査参加者を失格とする。
- 3) 各提案項目において記載する施策が一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定するものである場合は、その旨を明記すること。なお、特段の条件なく実施する施策は、一定の条件を満たす場合にのみ実施することを予定する施策よりも、これが高く評価されることに留意すること。
- 4) 提案審査書類の作成に当たっては、複数のシナリオを想定することを妨げるものではないが、各提案項目において目標値や具体的な施策を提案するに当たっては、提案審査書類全体を通じて採用する一のシナリオを特定・明示した上で、当該採用したシナリオに基づいて記載すること。
- 5) 応募者が提案する各提案項目の施策については、提案項目「1-1 本事業等の全体方針」及び「1-2 9個別事業ごとの現状分析、課題整理及び対応策」との対応関係を明確に示すこと。
- 6) 提案審査書類の得点化に当たっては、各項目の様式に記載された内容のみを評価の対象とし、他の項目に当該項目の内容を記載したとしても、二重に評価することは行わない。
- 7) 協力会社とは、本事業等に関し、委託等される者を指す。
- 8) 実績及び資格等を証明するために必要な資料には、原則として契約書や証明書等の写しを含むものとし、提案項目となる施策等は記載しないこと。
- 9) 信頼性の高い根拠を基に提案審査書類を作成することとする。
- 10) 3事業については、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業の順に記載すること。
- 11) 9個別事業については、大崎広域水道用水供給事業、仙南・仙塩広域水道用水供給事業、仙塩工業用水道事業、仙台圏工業用水道事業、仙台北部工業用水道事業、仙塩流域下水道事業、阿武隈川下流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業、吉田川流域下水道事業の順に記載すること。

【別紙1に係る留意点】

- 1) 記載必須項目と留意事項の番号は対応関係にある。
- 2) 別紙においては、便宜的に3事業それぞれを上水、工水、下水と記載している。

提案項目	評価基準				記載上の留意事項	
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
1. 全体事業方針（10点）						
1-1 本事業等の全体方針（7点）						
①20年間にわたる3事業一体運営の全体方針	「標準」を満たしていない。	本事業等の特性や、基本運営方針の十分な理解を踏まえ、本事業等の全体方針が明記されている。また、各提案項目と整合している。	具体的な内容が提案されており、3事業一体運営、イノベーション及び環境負荷低減に係る創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①3事業一体運営のビジョンや経営戦略について記載するとともに、応募者が考える3事業一体運営の効果を明記し、その効果を最大限発揮するため方針を記載すること。 ①新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する方針を記載すること。 ①環境負荷低減に関する方針を記載すること。 ①個別の施策や数値の記載は必要としない。 ①各提案項目における提案を結び付け、提案全体を貫くストーリーを記載すること。	
1-2 9個別事業ごとの現状分析、課題整理及び対応策（3点）						
①本事業等に対する現状分析、課題整理及び対応策	「標準」を満たしていない。	分析及び課題整理が的確であり、課題を踏まえた対応策が明記されている。また、各提案項目と整合している。	対応策について、民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①現状分析、課題整理及び対応策が、単に検討を羅列したものではなく、各提案項目と関連する内容となっていること。	

提案項目	評価基準				記載上の留意事項	
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
2. 事業実施体制（11点）						
2-1 役割分担及び機関設計（3点）						
①応募企業又はコンソーシアムの果たす役割及び位置づけ、並びに出資構成 ②S P C組織図	「標準」を満たしていない。	本事業等の実施のために必要と考える実績やノウハウが示されており、S P Cの事業実施体制がこれを確保するに足るものとなっている。 また、S P Cの意思決定のプロセスが明記されており、ガバナンスの確保と意思決定の迅速化に配慮している。	効率的かつ効果的な新たな運営方法が示されており、民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①S P C設立時及び本事業開始日における、出資者の議決権付株式及び無議決権株式の保有比率、並びに出資者ごとの出資額（資本金と資本準備金の合計額）を記載すること。また、応募企業又はコンソーシアム構成員の議決権比率については、合計を100%とすること。	
2-2 9個別事業の遂行能力（3点）						
①9個別事業の事業実施体制図 ②業務責任者の専門的能力及び資格 ③協力会社との協業体制	「標準」を満たしていない。	9個別事業ごとに、事業実施体制及び必要人員数が明記されており、必要な専門的能力及び資格を有する者が業務責任者として配置されている。 協力会社に業務の一部を委託等する場合は、委託業務の内容、業務の監督、指導体制が合理的である。	事業全体を俯瞰し、全体最適を目指した事業運営を行うために必要となる創意工夫が明記されている。 運転管理に従事するコンソーシアム構成員又は協力会社が、9個別事業全てにおいて、同等以上の処理方式であり、かつ同一施設で連続して3年以上の実績を有する。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①運転管理に従事する者の実績として、9個別事業ごとに各1件記載すること。 ②運転管理に従事するコンソーシアム構成員又は協力会社の運転管理業務の実績については、実績を証明するために必要な資料（仕様書、契約書及び履行が完了したことを示す資料を含むが、これらに限らない）を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。 なお、日本以外の国又は地域の実績を記載する場合には、当該添付資料については原文書、日本語訳及び当該日本語訳が原文書の忠実な翻訳であることの証明（第三者が発行したものに限る）を含めること。 ③業務責任者の専門的能力及び資格については、内容を証明するために必要な資料を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。	

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
2-3 人員確保の確実性（3点）					③運転管理業務を委託等する場合には、受託者、請負者及びそれらの再委託先又は下請負先との協業体制及び各社の実績を本提案項目に記載すること。
①⑨ 個別事業の人員確保のための計画	「標準」を満たしていない。	本事業等の実施のための人員確保の確実性を確認できる計画となっている。 事業の運営に必要な人員の確保に関する目標が設定されている。	計画どおり事業開始日までに、人員の確保が進められるよう、複数の工夫が明記されている。 また、県職員の技術承継への協力やその工夫について明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①応募が必要と考える人員を本事業等開始日までに確保する方法について、時系列に沿って具体的に記載すること。なお、県から運営権者への派遣職員については、人員確保のための計画に含めない。
2-4 応募企業又はコンソーシアム構成員の実績（2点）	①上水道事業の実績 ②下水道事業の実績	募集要項 3.4.3①及び 3.4.3②に記載された実績を有する。	左記の実績として、日本又は日本と同等水準以上の水質基準を有する国もしくは地域における実績を有する。	浄水場における運転管理業務を元請として、以下のいずれかの一つ以上を満たす実績を同一施設で連続して3年以上有する。 (a) 平成22年度以降、日本国内の上水道事業において、処理能力日量20万立方メートル以上の急速ろ過方式	①②記載すべき実績の詳細は、以下のとおり。 施設名、事業方式、契約期間、処理能力、処理実績（日最大、日平均）、実施場所（国名・地域名）、処理方式、発注者、受注者、事業への参加形態、具体的な業務内容、契約金額 ①②共同企業体として受託した業務の実績は、業務の内容を考慮し、個別に判断する。該当する実績を記載する場合には、当該業務における自社の業務内容を明確に記載すること。 ①②上水及び下水それぞれ1件記載すること。ただし、評価基準の「優」に該当する実績として追加の記載が必要な場合は、当該実績につ

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
				(b) 平成 22 年度以降、日本国内の上水道事業又は工業用水道事業において、処理能力日量 10 万立方メートル以上の高速凝集沈殿方式	いて 1 件記載すること（最大 3 件）。 ①②内容を証明するために必要な資料を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。 ①②日本以外の国又は地域の実績を記載する場合には、内容を証明するために必要な資料（仕様書、契約書及び履行が完了したことを示す資料を含むが、これらに限らない）を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。また、当該添付資料については原文書、日本語訳及び当該日本語訳が原文書の忠実な翻訳であることの証明（第三者が発行したものに限る）を含めること。
3. 収支計画・資金調達方法（9 点）	3-1 収支計画（6 点）				
①法人及び 9 個別事業ごとの計画財務諸表（運営権者提案額、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書） ②計画財務諸表における主要な前提条件 ③想定されるリスクへの対応方法	「標準」を満たしていない。	法人の計画財務諸表と 9 個別事業ごとの計画財務諸表が整合している。 想定されるリスクへの対応方法（保険等）が明確に示されており、資金調達や改築・修繕等の施策と整合している。	下水の改築実施時期が平準化される等、財務的安定性に配慮している。 想定されるリスクへの対応方法に関する工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①収支計画は各年度の計画値を記載するものとし、金額単位は千円とする。 ①様式集及び記載要領において個別掲記している項目は必ず記載するものとし、その他の項目を任意で追加することは妨げない。 ①②収支計画の内容は、他の提案項目と整合的であり、また、その内容が現実的かつ合理的であるものとすること。なお、収支計画は実施契約上の義務を構成するものではなく、運営権者が計画を実現することができなかつた場合であっても、実施契約違反とはしない。 ①②9 個別事業の収支計画の提案においては、法人に係る共通経費及び公租公課等について、原則として運営権者が収受する料金の事業期間総額に占める 9 個別事業の比率で配賦した後の金額を記載することとするが、費用の発生

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
					<p>実態を反映した合理的な方法及びその配賦根拠を別途明記した場合には、他の配賦方法を用いることも差し支えない。</p> <p>①②事業報酬の額については、合理的に説明でき、妥当な水準であること。</p> <p>①②大崎広域水道用水供給事業と仙台北部工業用水道事業の共用資産に関する項目については、提案作成の便宜上、すべて大崎広域水道用水供給事業に計上すること。</p> <p>③想定されるリスクへの対応方法（保険等）の提案においては、各リスクへの対応方法を具体的に記載するとともに、保険の付保による対応を想定している場合はその内容、免責金額及び免責となる事項への対応方法についても記載すること。また、保険に代わるリスクへの対応方法を提案する場合も、本提案項目において提案すること。</p>
3-2 資金調達方法（3点）					
①資金調達方法 ②資金調達の確実性	「標準」を満たしていない。	応募企業又はコンソーシアム構成員からの出資や金融機関等からの借入等が具体的かつ十分であり、安定性や継続性を保つための資金調達方法であるか確認する。 資金調達方法について、客観的に確実性が認められる。	複数の資金調達先を確保する等、資金調達の安定性及び継続性を確保するための工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	<p>①資金の調達先、調達額、調達条件（金利等）を明確に記載すること。</p> <p>②資金調達については、融資確約書等の添付等、その調達の確実性について証明する資料を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。</p>

提案項目	評価基準				記載上の留意事項	
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
4. 水質管理 (22 点)						
4-1 上水の水質管理 (10 点)						
①法定基準及び県基準を遵守する水質管理計画 ②水質試験及び監視の体制 ③水質異常の防止に向けた管理	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、体制及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる提案として水質実績を踏まえた管理目標値設定があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	<p>①季節変動を含む原水水質の変化や施設の特性等を考慮した計画を事業別に記載すること。 ①水質管理計画として、以下の項目について記載すること。 高濁度・かび臭・消毒副生成物等への対応、受水点における残留塩素の確保 ①現行の県の水質検査計画と整合を図ること。 ②法定基準及び県基準を遵守するために、過去の水質検査実績値を十分考慮・反映した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②試験・監視位置、試験項目・頻度、従事職員の実績、精度管理、水質試験の委託先を記載すること。 ②試験結果のチェック体制、試験結果の保存・管理、試験結果の県への連絡体制（速報等）、異常値に対する再検査体制を記載すること。 ③原水における毒物、油等の監視方法及び水質事故を想定した訓練計画を記載すること。</p>	
4-2 工水の水質管理 (2 点)						
①水質基準及び施設特性を考慮した水質管理計画 ②水質試験及び監視の体制 ③水質異常の防止に向けた管理	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、体制及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	<p>①県基準及び施設の特性を考慮した計画を事業別に記載すること。 ①水質管理計画として、以下の項目について記載すること。 高濁度、pH異常への対応 ①仙塩工業用水道事業においては、県基準を遵守するために、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。</p>	

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
					<p>①仙台北部工業用水道事業においては、新設する濁度低減処理施設の重要性を十分考慮した上で、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。</p> <p>②試験・監視位置、試験項目・頻度、従事職員の実績、試験方法及び試験結果の管理を記載すること。</p> <p>③原水における毒物、油等の監視方法及び水質事故を想定した訓練計画を記載すること。</p>
4-3 下水の水質管理（10点）					
①法定基準及び県基準を遵守する水質管理計画 ②水質試験及び監視の体制 ③水質異常の防止に向けた管理	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、体制及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	<p>①水質基準及び施設の特性を考慮した計画を事業別に記載すること。</p> <p>②水質管理計画として、以下の項目について記載すること。 高負荷水への対応</p> <p>①法定基準及び県基準を遵守するために、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。</p> <p>②試験・監視位置、試験項目・頻度、従事職員の実績、試験方法及び試験結果の管理を記載すること。</p> <p>③流入水における有害物質及び事業所排水の監視方法・体制、水質事故を想定した訓練計画を記載すること。</p>

提案項目	評価基準				記載上の留意事項	
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
5. 運転管理・保守点検 (22 点)						
5-1 上水の運転管理及び保守点検 (10 点)						
①取水から受水地点までの運転管理計画 ②浄水施設及び排水処理施設の運転管理方法 ③事業期間全体の保守点検計画	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、人員配置及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①取水から受水地点までの施設特性を考慮した運転管理計画を事業別に記載すること。 ②安定的な水道水の供給を確保するために、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ③電力、薬品、燃料の調達・管理方法及び品質・規格等について記載すること。 ④季節変動を含む原水水質の変化や施設特性を考慮した効率的な浄水施設及び排水処理施設の運転管理方法を事業別に記載すること。 ⑤各浄水場の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、現状より配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 ⑥浄水発生土の適正処分及び有効利用に関する提案を記載すること。 ⑦現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した保守点検方針を記載すること。 ⑧保守点検の頻度、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、現状より保守点検の頻度、配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 ⑨保守点検結果の情報システム化や修繕・改築への活用方法を記載すること。 ⑩コンクリート構造物の法定点検内容、方法を記載すること。 ⑪老朽化施設・設備については、具体的な保守点検内容を記載すること。 ⑫⑬新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には、具体的に記載すること。	

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
5-2 工水の運転管理及び保守点検（2点）					
①施設特性を考慮した運転管理計画 ②浄水施設及び排水処理施設の運転管理方法 ③事業期間全体の保守点検計画	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、人員配置及び管理方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①取水から工業用水使用者受水点までの施設特性を考慮した運転管理計画を事業別に記載すること。 ②安定的な工業用水の供給を確保するために、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ②電力、薬品、燃料の調達・管理方法及び品質・規格等について記載すること。 ②水質基準、施設特性を考慮した効率的な浄水施設及び排水処理施設の運転管理方法を事業別に記載すること。 ②各浄水場等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、現状より配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 ②仙台北部工業用水道事業については、濁度低減処理施設の運転（水処理・排水処理）及び排水管理方法を記載すること。また、管理目標値を達成するための施策の提案があれば記載すること。 ②浄水発生土の適正処分及び有効利用に関する提案を記載すること。 ③現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した保守点検方針を記載すること。 ③保守点検の頻度、従事職員の実績、人員配置を記載すること。なお、現状より保守点検の頻度、配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 ③保守点検結果の情報システム化や修繕・改築への活用方法を記載すること。 ③老朽化施設・設備については、具体的な保守点検内容を記載すること。

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
					①②③新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には、具体的に記載すること。
5-3 下水の運転管理及び保守点検（10点）					
①ポンプ場から放流先までの運転管理計画 ②水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理方法 ③大雨時の異常流入や施設事故時等における水処理能力確保に向けた施設運用 ④事業期間全体の保守点検計画	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画、人員配置及び管理・運用方法が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①流入から放流までの施設特性を考慮した運転管理計画を事業別に記載すること。 ②安定的な水処理を確保するために、運営権者が自ら定める管理目標値を記載すること。 ③電力、薬品、燃料の調達・管理方法及び品質・規格について記載すること。 ④流入水の水量・負荷変動や施設特性を考慮した効率的な水処理施設及び汚泥焼却施設の運転管理方法を事業別に記載すること。 ⑤各処理施設等の制御・監視システムを踏まえた運転監視体制及び人員配置を記載すること。なお、現状より配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 ⑥大雨時の異常流入に対応した管路、ポンプ場及び浄化センターの施設運用及び溢水防止対策について記載すること。 ⑦現状の施設・設備及び改築・修繕計画を考慮した保守点検方針計画を記載すること。 ⑧保守点検の頻度、従事職員の実績、人員配置、保守体制を記載すること。なお、現状より保守点検の頻度、配置人員数を減らす場合は、その根拠を記載すること。 ⑨保守点検結果の情報システム化や修繕・改築への活用方法を記載すること。 ⑩老朽化施設・設備については、具体的な保守点検内容を記載すること。 ⑪⑫⑬⑭新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には、具体的に記載すること。

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
					③市町村の不明水削減に向けた支援について提案することができる。
6. 改築・修繕等 (42 点)					
6-1 改築・修繕方針 (6 点)					
①事業期間全体の改築・修繕方針 ②9 個別事業の改築・修繕計画	「標準」を満たしていない。	現行計画と同程度である。	現行計画以上となる追加提案であり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①改築・修繕方針の提案は、3 事業ごとに記載すること。なお、提案があれば、3 事業一体での改築・修繕方針についても記載すること。 ②保守点検及び健全度評価の結果を踏まえた合理的な改築・修繕計画とすること。 ③1-1 の本事業等の全体方針及び1-2 の現状分析及び課題整理を踏まえ、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案がある場合は、その計画についても記載すること。 ④本事業期間終了後も継続的に使用でき、運転・操作・管理が容易なシステム及び設備であること ⑤9 個別事業ごとの改築・修繕計画を対応様式に記載すること。
6-2 上水の改築・修繕 (14 点)					
①主要設備に関する修繕内容 ②主要設備に関する改築内容	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行計画以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①②主要設備は以下とする。 中央監視設備(遠方監視設備含む)、取水設備、水処理設備、薬品注入設備、脱水機、受変電設備(非常用発電機含む)、増圧ポンプ設備等 ①②中峰浄水場の改築・修繕費用を最小限とする延命化への取組を記載すること。 ①②受変電設備(非常用発電機含む)については、電力需要等を考慮した計画があれば記載すること。 ①②老朽化した施設及び設備の健全性確保と延命化を考慮した修繕・更新とすること。なお、県計画より延命化を図る場合は、本事業期間終了後も運営に支障とならない根拠を記載すること。

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
					<p>①②上水の改築・修繕において、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には、具体的に記載すること。</p> <p>①②浄水発生土のリサイクル率の向上やCO₂排出量削減等、環境負荷低減に資する改築に係る提案があれば記載すること。</p>
6-3 工水の改築・修繕（2点）					
①主要設備に関する修繕内容 ②主要設備に関する改築内容	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行計画以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	<p>①②主要設備は以下とする。 中央監視設備(遠方監視設備含む)、取水設備、沈砂・排出設備、高速凝集沈殿池設備、薬品注入設備、脱水機、受変電設備(非常用発電機含む)、送水ポンプ設備等</p> <p>①②受変電設備(非常用発電機含む)については、電力需要等を考慮した計画があれば記載すること。</p> <p>①②老朽化した施設及び設備の健全性確保と延命化を考慮した修繕・更新とすること。なお、県計画より延命化を図る場合は、本事業期間終了後も運営に支障とならない根拠を記載すること。</p> <p>①②工水の改築・修繕において、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には、具体的に記載すること。</p> <p>①②浄水発生土のリサイクル率の向上やCO₂排出量削減等、環境負荷低減に資する改築に係る提案があれば記載すること。</p>

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
6-4 下水の改築・修繕 (10点)					
①主要設備に関する修繕内容 ②主要設備に関する改築内容	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行計画以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①②主要設備は以下とする。 中央監視設備（遠方監視設備含む）、水処理設備、汚泥処理設備（焼却設備含む）、受変電設備（非常用発電機含む）等 ①②老朽化した施設及び設備の健全性確保と延命化を考慮した修繕・更新とすること。なお、県計画より延命化を図る場合は、本事業期間終了後も運営に支障とならない根拠を記載すること。 ①②下水の改築・修繕において、新技術の開発・導入、創意工夫といったイノベーションに関する提案を行う場合には、具体的に記載すること。 ①②汚泥のリサイクル率の維持やCO ₂ 排出量削減等、環境負荷低減に資する改築に係る提案があれば記載すること。
6-5 下水道事業に係る改築費用 (5点)					
①4 流域事業の総改築費用		5.2.3に示す計算式を基に得点化する。			
6-6 健全度評価 (5点)					
①健全度評価の実施頻度及び方法 ②健全度評価結果の管理、情報共有	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための計画及び体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	イノベーションに関する取組が盛り込まれており、具体的かつ効果的で実現可能性があると認められる。	①施設健全性の維持・確保の考え方を記載すること。 ①実施時期、頻度、方法を記載すること。 ①②改築・修繕計画に反映できる内容となっていること。 ②評価結果の管理方法、県への報告や情報共有体制について記載すること。

提案項目	評価基準				記載上の留意事項	
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0		
7. セルフモニタリング (8点)						
7-1 セルフモニタリングの体制等 (5点)						
①セルフモニタリングの方針、体制及び方法	「標準」を満たしていない。	要求水準の充足状況を確認できると認められる。	KPIの設定等、県に対する報告を、効率的に行うための工夫があると認められる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	<p>①提案にあたっては、モニタリング基本計画の内容を踏まえて記載すること。</p> <p>①以下を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢セルフモニタリングの方針 ➢セルフモニタリングの体制* ➢セルフモニタリングの主な具体的項目と達成基準及びその選定根拠* ➢主な具体的項目ごとのセルフモニタリングを行う頻度* ➢セルフモニタリング結果を業務改善に役立てるための方法 ➢セルフモニタリング手法の見直しの検討の頻度 <p>*については、上水・工水・下水に分けて記載すること。</p>	
7-2 情報公開 (3点)						
①セルフモニタリング結果等の情報公開の方法及び内容	「標準」を満たしていない。	セルフモニタリング結果等、積極的に情報公開を行うものと認められる。	情報公開の方法及び内容がわかりやすさに配慮したものである。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①セルフモニタリング結果等の情報公開に係る方針、情報公開の方法、公開する情報、情報の更新の頻度を記載すること。	
8. 危機管理 (10点)						
8-1 災害時における対応 (5点)						
①地震、津波、火山噴火が発生した場合の対応手順・体制 ②大雨時の対応手順・体制	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための手順及び体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	<p>①②各災害における対応手順及び体制は、地震（上水・工水・下水）、津波（下水）、火山噴火による降灰（蔵王山を想定とすること）（上水）、大雨（下水）に分けて記載すること。</p> <p>①地震（上水・工水）は、導水・送水・配水管の漏水等に関する監視、県への連絡及び協力体制を記載すること。</p> <p>①②各災害における3事業間のバックアップ体制等についても記載すること。</p>	

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
					②溢水時の県への連絡及び支援体制についても記載すること。
8-2 事故時における対応（3点）					
①水質事故時の対応手順・連絡体制 ②浄水処理施設、水処理施設の事故時の対応手順・連絡体制等設備故障等含む）	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための手順及び体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①3事業ごとに施設特性を考慮して記載すること。 ②上水・工水は、送水量・配水量の確保に向けた施設運用について記載すること。 ②上水・工水は、原水（毒物、油等）及び浄水（基準値超過等）の水質事故について記載すること。 ②上水は、塩素漏洩事故について記載すること。 ②下水は、有害物質の流入等の水質事故について記載すること。
8-3 保安対策（2点）					
①本事業用地及び運営権設定対象施設等の保安体制	「標準」を満たしていない。	要求水準を充足するための体制が具体的に明記されている。	現行体制以上となる追加提案があり、具体的かつ効果的と認められる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①3事業ごとに、有人施設、無人施設に分類し、施設の機能及び立地特性を考慮して記載すること。
9. 事業継続措置（16点）					
9-1 事業継続性を確保するための対応策（8点）					
①事業継続性を確保するための財務面に関する施策	「標準」を満たしていない。	事業継続性を確保するために必要な資金の考え方及び資金シヨート等のリスク対応策について、具体的に明記されている。	リスク対応策が具体的に複数明記されており、それぞれの対応策について、実行の確実性を証明する資料が添付されており、有効性が確認できる。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①財務に対するインパクトを与える事象を想定し、整理分析すること。 ①運営権者の財務状況に過度なストレスが生じた場合の対策として、保険、金融機関によるコミットメントラインの設定等について記載すること。 ①応募企業又はコンソーシアム構成員による保証を想定する場合は提案の実効性を担保する仕組みを併せて提案すること。 ①内容を証明するために必要な資料を添付することとし、当該添付資料については頁数制限に含まない。

提案項目	評価基準				記載上の留意事項
	標準未満 -	標準 配点×0.6	良 配点×0.8	優 配点×1.0	
9-2 事業継続が困難となった場合における移行方法 (8点)					
①事業継続が困難となった場合の移行施策及び体制	「標準」を満たしていない。	事業継続が困難となった場合における移行方法について、適切であるか確認する。	業務の移行が円滑に行われる創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①事業全体の移行について、具体的な手順、役割、責任分担を時系列にまとめて記載すること。 ①運転管理業務の移行について、具体的な手順、役割、責任分担を時系列にまとめて記載すること。
10. 地域貢献 (10点)	10-1 地域経済に対する取組 (7点)				
①地元企業の連携・協力及び地域人材の雇用	「標準」を満たしていない。	地元企業との連携・協力、地域人材の雇用について基本方針が明記されている。	委託等を含め、地元企業の本事業等の参画や、地域人材雇用について、具体的に明記されている。 地元企業や地域人材技術力の継承が適切に行われる体制が構築されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①企業数や雇用する地域人材の人数の羅列にとどまらず、本事業等における地元企業及び地域人材の役割を記載すること。 ①3事業ごとに分けて、地元企業及び地域人材への技術の継承について記載すること。
10-2 県民等の理解醸成方針・施策 (3点)					
①広報活動の方針・施策	「標準」を満たしていない。	県民等の本事業等への理解醸成に資する方針及び施策が明記されている。	県民等の本事業等への理解醸成に資する施策の内容に民間ならではの創意工夫が明記されている。	「良」を上回る提案があつた場合に、評価の対象とする。	①広報活動の施策の内容及び実施頻度を記載すること。 ①施策に係る費用を記載すること。
11. 運営権者提案額 (40点)	11-1 運営権者提案額 (40点)				
①運営権者提案額		5.2.4に示す計算式を基に得点化する。			①運営権者提案額の提案においては、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。 ①有価物の売却収入は、運営権者提案額を構成する廃棄物処理費の控除項目とすること。